

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	令和3年度鹿児島港湾・空港整備事務所宿舎給水設備改修工事
工事概要	本工事は、鹿児島港湾・空港整備事務所 新栄宿舎の給水設備の緊急対策工事を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局鹿児島港湾・空港整備事務所長 保利 修 鹿児島県鹿児島市城南町23番1号
契約年月日	令和3年10月27日
契約業者名	小牧建設株式会社
契約業者の住所	鹿児島県鹿児島市郡元一丁目1番2号
契約金額	13,200,000円（税込み）
予定価格	13,288,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	現在、鹿児島港においては、省庁別宿舎として新栄宿舎を所有し、築後25年以上経過している。建設当時から設置している宿舎全体への給水ポンプにおいて、故障や不具合が多発しており、現在3基設置しているポンプのうち1基が完全に故障し停止状態となり、残りの2基で運用している状況である。運用している2基についても、老朽化が進み駆動音も増大しており、昨年停止した1基同様にいつ停止してもおかしくない状況である。今般、給水ポンプに不具合が生じ、完全に停止し、宿舎各戸への水の供給ができなくなつた。なんとか運用開始はでき、原因究明を行ったが、決定的な原因はわからず、いつ停止してもおかしくない状態、また同一製品は生産終了となっており、完全に故障した場合における修理部品の調達は不可能な状況である。宿舎において、職員及びその家族が生活するためには、水の供給は不可欠なものであり、給水ポンプが完全に停止する前に緊急の新設工事を行う必要がある。緊急性の必要な工事を行うためには、新栄宿舎の設備、状況に精通し、公共の宿舎の建築、修理の実績が必要不可欠である。小牧建設株式会社は新栄宿舎を建築しており、その後の修繕工事、さらに昨年度の1基停止時の点検修理も実施しており、緊急対応できる業者は小牧建設以外に無く、会計法第29条の3項第4号に基づき、小牧建設株式会社と随意契約するものである。
工事場所	鹿児島県鹿児島市新栄町3-23 サザンポート新栄宿舎
工事種別	水道施設工事
工期（自）	令和3年10月27日
工期（至）	令和3年12月10日